

昭和二十年八月十五日、天皇は、ラジオ放送によつて、ポツダム宣言を受諾したことを国民に告げられ、ここに太平洋戦争は終わつた。そして八月三十日、マッカーサー元帥が厚木に着陸、九月二日には戦艦ミズリーノ号上において降伏文書に調印、ここにわが国始まつて以来の「外国軍隊による占領行政」が開始された。

この太平洋戦争の終結とともに、戦後改革の嵐は、連合軍総司令部の手により、昭和二十年十月の政治犯の釈放、特高追放、二十一年には知事公選、公職追放指令、二十二年一月は町内会、部落会、隣組などの組織の廃止など矢継ぎ早の改革が行われた。同年五月には新憲法の発布、地方自治法の制定、そして内務省の解体等により、わが国は明治期以来の中央集権的、官僚主義的な地方制度から、「地方自治の本旨」に基づく民主的地方分権主義へと移行されていった。

現 行 政 代

(一) 概 説 (地方自治の戦後改革)

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|----------|------|------|-------------------------------|---------|---------|-------|------|
| 海軍属戦死 | 末次 健太 | 昭一九・〇・三 | 山領 兼 | 六六の二 | 陸大尉 戦死 | 吉村 太郎 | 昭一九・六・三 | 山領 兼 | 一の二 |
| 陸伍長戦死 | 副島儀四郎 | リ一九・八・〇 | リ | 三九 | 陸曹長 戰病死 | 吉田 健一 | 明三二・一・八 | リ | 七 |
| 陸軍属戦死 | 高柳 稔雄 | リ一九・八・五 | リ | 三三 | 海兵曹長 戰死 | 吉田 光男 | 昭一九・六・九 | リ | 一六の二 |
| 陸曹長戦死 | 高木文治郎 | リ一九・六・三 | リ | 三三 | 本籍地番不明者 | | | | |
| 陸兵長戦病死 | 高島 勇 | リ一九・二・七 | リ | 三三 | 兵種官等級 | | | | |
| 陸兵長戦死 | 田中 誠 | リ一九・二・七 | リ | 三三 | 死区分 | | | | |
| 陸伍長戦死 | 高木 源次 | リ一九・三・六 | リ | 三三 | 氏名 | | | | |
| 海一水戦病死 | 長尾 廣次 | リ一九・九・四 | リ | 三三 | 死亡年月日 | | | | |
| 陸兵長戦死 | 西村 未吉 | リ一九・六・三〇 | リ | 三三 | 中溝 義人 | 昭一九・四・三 | | | |
| 陸伍長戦死 | 西村 保男 | リ一九・七・六 | リ | 三三 | 吉田 健一 | 明三二・一・八 | | | |
| 陸伍長戦病死 | 西村喜代澄 | リ一九・二・三 | リ | 三三 | 森 哲 | 昭一九・四・三 | | | |
| 陸上等兵戦死 | 野中 佐蔵 | リ一九・三・三 | リ | 三三 | 陸上等兵 戰病死 | 三島 茂 | リ一九・九・三 | | |
| 陸中尉戦死 | 野中喜久次 | リ一九・一・二 | リ | 三三 | 堀 一豊 | 昭一九・一・四 | | | |
| 陸伍長戦死 | 野口 良一 | リ一九・七・七 | リ | 三三 | 陸軍曹戦死 | 内田 未吉 | 大一・二 | | |
| 陸上等兵戦死 | 古川 二男 | リ一九・一・八 | リ | 三三 | 毛 雄 | 三島 重雄 | | | |
| 陸中尉戦死 | 松尾 文次 | リ一九・九・四 | リ | 三三 | 陸一等兵 戰病死 | 江下 守美 | 昭一九・一・四 | | |
| 陸伍長戦死 | 松尾 忠次 | リ一九・三・〇 | リ | 三三 | 辻 官市 | リ一九・五・五 | | | |
| 陸軍曹戦死 | 松永 清吾 | リ一九・一・六 | リ | 三三 | 中島 稔 | リ一九・三・三 | | | |
| 陸兵長戦死 | 武藤 忠藏 | リ一九・一・六 | リ | 三三 | 他市町村本籍者 | | | | |
| 陸伍長戦死 | 徳平 | リ一九・三・九 | リ | 三三 | 樺島 一男 | 松永 万七 | 田原幸太郎 | 荒井 強三 | |
| | | | | 三三 | 杉野竜四郎 | 松尾 常市 | 福島儀四郎 | 山崎 慎 | |
| | | | | 三三 | 平尾 義弘 | 諸間 三郎 | 亀川金四郎 | 古賀 貞二 | |
| | | | | 三三 | 吉田 謙吾 | 八谷 俊夫 | | | |
| | | | | 三三 | (注)兵種や本籍地の不明のものは○印であらわした。 | | | | |
| | | | | 三三 | 調査が行き届かず洩れ及び誤記がありましたら御寛容願います。 | | | | |

また、昭和二十二年から二十三年にかけて自治体首長の公選制の実施、教育制度の改革による新学制（六・三制）が実施された。これに続き警察権の地方移譲等、地方自治制度も面目を一新し、画期的な転換を遂げた。

しかし、このような流れの中で、占領下に実現した地方制度をわが国の国情に適合し、しかも簡素で能率的なものに改編しようという、一連の改革が進められた。昭和二十七年、地方自治法の改正による「特別区長公選制の廃止」、昭和二十九年、警察法の全面改正、同三十一年、教育委員公選制度の廃止等の見直しの改正が行われた。

このような新しい地方自治制度の改革の中にあって、昭和二十二年四月五日の村長公選、四月三十日の村議会議員選挙によって戦後の村政は開始された。農業協同組合の発足、義務教育の六・三制実施に伴う村債による校舎建築、昭和二十六年、商工会創立、また新北村におけるノリの試験養殖が始まった。

昭和二十年代後半に入ると町村合併の気運がおこり、昭和三十年三月一日、東川副村と新北村の二ヶ村が合併して今日の諸富町が誕生した。四月二十九日、町制施行後、初めての町長、町議会議員選挙が行われ、今日のスタートを切った。

その後、昭和三十三年十二月十七日、住民相互の福祉を確保して健全なる町の発展向上を図り、明日への郷土建設のため「諸富町建設計画」が「新市町村建設促進法」に基づいて定められた。

この間、昭和三十年九月二十八日、当時“夢の架け橋”といわれた諸富・大川橋が開通して、味の素九州工場の建設、系列の関連企業、また、大川市よりの木工業の進出等、町の産業構造も大きく変化することになった。

昭和四十年代には、上水道拡張工事、新都市計画法に基づく線引きの決定、「諸富町農業振興地域整備計画」の策定、農業構造改善事業等によるライスセンターの建設が進められた。しかし昭和四十三年八月頃から米の生

産過剰が政治問題となり、昭和四十五年から米の生産調整がスタートした。

昭和五十年代になると、高度成長期から安定成長期への移行、円高による日本経済への直撃などの中で、昭和五十年に「自然と調和した魅力ある町」をキヤッチフレーズとした「諸富町総合計画」が立てられた。都市計画事業による住宅建設、都市下水路及び街路整備が進捗し、諸富公園は運動広場として町民に親しまれる施設となつた。文教方面においては、昭和五十五年南小学校、昭和五十八年に北小学校が増改築された。

産業の面では、昭和五十六年、地場産業としての木製家具が産地中小企業対策臨時措置法の指定を受け、“もろどみ家具”としての需要開拓に努め、水産業（ノリ養殖）においては、幾多の困難を乗り越え、“佐賀・有明ノリ”として飛躍的な進展をみせ、農業では、水田利用再編対策事業が実施される中で、米麦を基幹作物とし、酪農、施設園芸、玉葱などを補完的に取り入れた複合経営の確立を図つている。

また、土地改良事業のスタート、佐賀江川河川改修事業の着工などにより、諸富町の様相も一変しようとしている。

以上のように地方自治の戦後改革を踏まえながら、戦後の復興期、そして町村合併以後、公共施設、生活環境などの整備拡充、あるいは「農工併進」による産業振興を基軸とした経済的発展を図つてきたが、将来に残る問題も多く山積している。

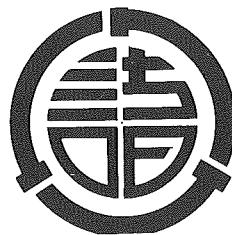
なお、人口の大都市集中から地方定住へという傾向が見えはじめ「地方の時代」の幕開けでもあるが、また最近、国・地方を通じての行政改革の問題が起り、新しい時代にふさわしい地方自治の確立が求められている。

諸富町の誕生

(二) 諸富町の誕生

昭和二十八年九月一日、「町村合併促進法」が施行され県下でも町村合併の気運がたかまつた。同年十二月十日には県主催で町村合併法および合併についての構想などの説明会が行われ、翌年一月、佐賀郡内の町村長、議會議長をもつて佐賀郡町村合併促進企画委員会が組織され、各町村において部落懇談会を開催し、趣旨の徹底をはかることを決定した。

県の指導方針に基づいて東川副、新北両村において、町村合併促進法に基づいた部落懇談会が開催され、村民の希望をつのつた。その間、佐賀市合併、川副七ヶ村合併、或いは、蓮池町との三ヶ村合併等のいろいろな案がもち上がった。つまるところ類似村で規模、面積、人口、環境が同じである東川副村と新北村との合併案が進み、両村協議の上、二ヶ村



旧町章
(昭和31年7月9日制定)

合併の基本線を決定し、その後、法に基づく「合併促進協議会」を組織し、合併の時期を昭和三十年三月一日と定めた。

昭和三十年三月一日、町村制施行以来六八年の長い歴史をもつ村に終止符がうたれ、東



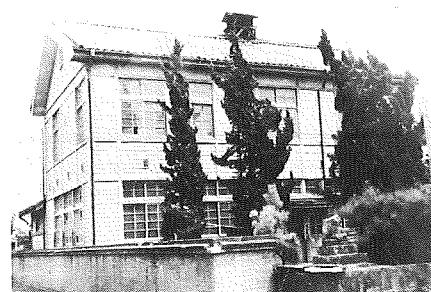
東川副村役場

東川副村・新北村合併申請書

川副村、新北村の旧二ヶ村が合併し、新しい諸富町が誕生した。

新庁舎建設までは旧東川副村役場を本庁とし、旧新北村役場を支所とした。

諸富町の名の由来は、昔から諸富津には港があり、筑市、遊廓等もあつて多くの人が出入りし、大変なにぎわいをみせその名が町外に知られていたこと、また諸々の民が富み栄えるという意味から諸富町と命名された。



新北村役場

合併当時の議会の議決文

議第一号

村の廃置分合について

地方自治法第七条の規定により昭和三十年三月一日より佐賀郡東川副村及び新北村を廃し、その区域を以つてあらに諸富町を置くことを佐賀県知事に申請するものとする。

昭和三十年二月八日提出（新北村は九日提出）

東川副村長 重松 初次
新北村長 吉末 豊助

理由 地方自治法第七条第五項の規定により議会の議決を必要とするため

議第一号

財産処分について

佐賀郡東川副村及び新北村を廃し、その区域をもつてあらたに諸富町を置くにあたり本村の所有する財産の全部を諸富町設置と同時に諸富町に帰属させるものとする。

昭和三十年二月八日提出（新北村は九日提出）

東川副村長 重松 初次
新北村長 吉末 豊助

理由 地方自治法第七条第五項の規定により議会の議決を必要とするため

諸富町を置くに当たり町村合併促進法第六条第一項の規定に基づいて次のような「新町建設計画」が定められた。

新町村建設計画

一 新町村名 諸富町

1 関係町村名 東川副村 新北村

2 合併の形式 対等合併

二 新町村建設の基本方針

新町は佐賀市並びに筑後川を隔てて福岡県大川市に隣接し衛星的自治団体として両市に対する農水産物加

工品供給源としての機能を営むことを中心にその発展をはかるものとする。

このため逐次農道、かんがい、排水、漁港施設の整備と諸富港湾竣工の促進に努めると共に諸富橋の架橋と相俟つて産業道路の整備をはかることにより将来軽工業を誘致し商工業並びに各種産業の一体的発展をはかり以つて村民の生活安定と福利増進に努めてその発

展を期するものとする。

三 町村役場支所又は、出張所の統廃合整備に関する事項

1 役場の位置

本庁は当分の間次の位置に置く

東川副村大字徳富一七五五第一イ番地

2 支所、出張所の増改築の方針

庁舎は現東川副村役場をもつてこれに充て早急に

諸富駅附近に新築する

3 支所、出張所の位置

新庁舎設立まで次の通り支所を置く

新北支所 大字寺井津四〇六番地

4 支所、出張所の増改築の方針

新北村役場庁舎を以つてこれに充てる。

5 支所、出張所で行う事務

合併当初における住民生活の混乱を防止するため

新庁舎の設立まで左に掲げる事務を行うものとする。

○町税収納に関する事務

○配給に関する事務

○町税収納に関する事務

○土地家屋台帳に関する事務

○諸証明閲覧に関する事務

- 国民健康保険に関する事務
- 6 その他庁舎の転用の方針等

新庁舎設立後において旧庁舎は公民館分館に転用する。

四 小学校、中学校、その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

1 小学校の位置

次の通り現在の位置に設置する。

①諸富町北小学校

②諸富町南小学校

大字大堂一〇〇七番地 東川副村の区域

2 小学校校舎の増改、新築の方針

必要に応じて逐次増改築をする。

3 小学校の学区

旧村の区域をもつてそれぞれ学区とする。

4 中学校の位置

中学校校舎新築まで次の通り現在の位置に設置する。

①諸富町北中学校

大字大堂一〇〇七番地 東川副村の区域

②諸富町南中学校

大字為重九二〇の一一番地 新北村の区域

5 中学校校舎の増改、新築の方針

将来適当な位置を定めて新築する。

6 中学校の学区

校舎設立後においては統合し全町をもって一区とする。

7 小中学校校舎の転用の方針

中学校の新校舎設立後ににおいて旧校舎は小学校に統合整備し分校は廃止を予定し公共施設に転用する。

8 その他の学校の統合整備に関する事項

なし

9 公民館の統合整備に関する事項

現在の公民館を統合し新庁舎に中央公民館を置き東川副、新北の公民館を分館とする。

10 図書館の統合整備に関する事項

なし

五 消防施設の統合整備に関する事項

1 消防器材器具の統合整備に関する事項

機械器具は現在の位置に常置し財政の許す範囲で逐次強化する。

被服は当分の間現在着用のものを使用せしめ、襟文字等比較的軽費を要するものから改善して行き使用なし

六 病院、診療所、隔離病舎、その他の衛生施設の統合整備に関する事項

1 病院の統合整備に関する事項

なし

2 診療所の統合整備に関する事項

なし

3 隔離病舎の統合に関する事項

なし

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

1 授産施設の統合整備に関する事項

なし

2 保育所の統合整備に関する事項

なし

3 隔離病舎の新築する。

墓地、火葬場、塵芥処理その他の衛生施設の統合整備に関する事項

なし

尚大中島の公園化その他観光事業の促進をはかる。道路、橋、トンネル、その他の土木施設の整備に関する事項

なし

1 道路の整備に関する事項

財政力の充実に応じ逐次主要道路の改修拡張及び新役場に直通する道路の整備に努める。

なし

2 橋梁の整備に関する事項

幹線道路の改修拡張に伴い木橋をコンクリートに逐次整備する。

なし

3 トンネルの整備に関する事項

諸富港湾の竣工促進に努め又既設漁港についてもその整備及び拡充をはかる。

なし

4 港湾の整備に関する事項

神明漁港の江湖の待避整備事業を継続し並びに筑後川、佐賀江川及びその他の河川堤防の強化をはか

不能となり代替りを要するものは逐次新調する。尚防水槽を設置する。

2 統合し諸富町消防団を設置し東川副、新北消防団はそれぞれ分団とする。

3 病院、診療所、隔離病舎、その他の衛生施設の統合整備に関する事項

なし

4 診療所の統合整備に関する事項

なし

5 痘院の統合整備に関する事項

なし

6 診療所の統合整備に関する事項

なし

7 隔離病舎の新築する。

なし

8 墓地、火葬場、塵芥処理その他の衛生施設の統合整備に関する事項

なし

9 授産施設の統合整備に関する事項

なし

10 保育所の統合整備に関する事項

なし

11 消防施設の統合整備に関する事項

なし

12 保育所の統合整備に関する事項

なし

13 道路の整備に関する事項

なし

14 橋梁の整備に関する事項

なし

15 トンネルの整備に関する事項

なし

16 港湾の整備に関する事項

なし

17 水道事業に関する事項

なし

18 自動車、運送事業に関する事項

なし

19 開田、開畠、干拓、かんがい排水施設の整備、その他の土地改良の整備に関する事項

なし

20 水道事業、自動車、運送事業その他の公営企業に関する事項

なし

21 財源の見通しつき次第水道（簡易水道）事業を実施する。

なし

22 その他の公営企業に関する事項

なし

23 大中島の公園化に伴い町発展のため遊覧並びに航路（大牟田、島原）船を計画する。

なし

24 基本財産の造成に関する事項

東川副村、新北村の基本財産はすべて新町に引続き基本財産とすると共にこれが育成に努める。
 本町には前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現するためには必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

1 河川に関する事項
 なし

2 堤防に関する事項
 河川改修浚渫等強化対策については中央及び対県工作をなし積極的にこれが推進をはかる。

3 治山に関する事項
 なし

4 公有水面埋立に関する事項
 将来実情によつては調査の結果考慮する。

5 都市計画に関する事項
 なし

6 その他の建設事業に関する事項
 なし

本町は、合併後、諸富・大川橋の開通により交通の要衝として、地理的条件と自然的立地条件に恵まれ、佐賀市、大川市より急速に工場、住宅等が進出した。また、昭和三十八年の低開発地域工業開発地区指定、昭和四十六年には、都市計画の施行等に伴つて、市街化地区において急速に宅地開発が進み、農業振興地区との格差がひどくなり、世帯数が一挙に数倍近くに膨張している地区もある。

現在一地区当りの平均世帯数は四四世帯で一番大きな集落は、石塚の二六一世帯、小さい集落は大堂渡端で三世帯である。

各地区には、地区住民から選ばれた嘱託員がいる。嘱託員は地区住民の長として地区の行政に当ると同時に町行政の末端における推進役として重要な役割を果たしている。

本町の行政区は合併当時の三三区と変わらず、北地区（旧東川副村）一九区、南地区（旧新北村）一四区であり嘱託員は表1のとおりである。

1 行 政 区

(三) 行政機構の変遷

- 東川副村、新北村の基本財産はすべて新町に引続き基本財産とすると共にこれが育成に努める。
 本町には前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現するためには必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項
- 1 河川に関する事項
 なし
- 2 婦人会の統合に関する事項
 自主的に統合するよう指導しこれが促進をはかる。
- 3 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項
 農家の繁栄を期待する基本方針に基づき自主的決定をまつ
- 4 その他
 なし
- 5 別紙添付（省略）
- 6 その他の建設事業に関する事項
 なし
- 7 本年度及び爾後五カ年度の年度別財政計画
- 8 その他
- 9 青年団の統合に関する事項
- 10 諸富町建設計画書
- 

行政機構の変遷

表1 嘱託員名簿(昭和50年度以降)

| 部落名 | 50年度 | 51年度 | 52年度 | 53年度 |
|------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 加与丁上 | 遠藤 茂松 [%] 梅崎 四郎 | 梅崎 四郎 | 梅崎 四郎 | 梅崎 四郎 |
| 加与丁下 | 吉武 功 | 吉武 功 | 三島 政雄 | 三島 政雄 |
| 陣の内 | 福島久太郎 | 福島久太郎 | 横尾 一郎 | 横尾 一郎 |
| 大堂渡端 | 吉田吉太郎 | 吉田 清一 | 吉田 清一 | 中村 安男 |
| 大堂村 | 古川 静男 | 古川 静男 | 古川 静男 | 古川 静男 |
| 大堂津 | 清谷 法水 | 大串 義孝 | 大串 義孝 | 熊野 寅次 |
| 橋津 | 池田 法月 | 宮原 清像 | 宮原 清像 | 宮原 清像 |
| 徳富一区 | 西村祐次郎 | 西村祐次郎 | 西村祐次郎 | 中島 伊六 |
| 徳富二区 | 野口元次郎 | 野口元次郎 | 鶴澤 七郎 | 鶴澤 七郎 |
| 太田 | 久原 徳次 | 久原 徳次 | 久原 徳次 | 久原 徳次 |
| 土師 | 北村 鶴一 | 北村 鶴一 | 北村 鶴一 | 北村 鶴一 |
| 上大津 | 山口幸次郎 | 山口幸次郎 | 山口 福次 | 山口 福次 |
| 下大津 | 赤司 巧 | 赤司 巧 | 赤司 巧 | 赤司 巧 |
| 千才 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 |
| 大中島 | 野口 儀平 | 野口 儀平 | 野口 儀平 | 野口 儀平 |
| 諸富一区 | 公門 敏男 | 公門 敏男 | 公門 敏男 | 公門 敏男 |
| 諸富二区 | 藤本 智水 | 藤本 智水 | 藤本 智水 | 藤本 智水 |
| 諸富三区 | 野中 徹郎 | 野中 徹郎 | 野中 徹郎 | 野中 徹郎 |
| 諸富新村 | 田中 陸二 | 三島 善六 | 三島 善六 | 三島 善六 |
| 石塚 | 井手 忠太 | 井手 忠太 | 副島 正 | 副島 正 |
| 為重 | 森武 夾 | 森武 夾 | 西田 春一 | 西田 春一 |
| 上下 | 渡瀬 徳満 | 渡瀬 徳満 | 渡瀬 徳満 | 渡瀬 徳満 |
| 三重 | 高柳 實 | 高柳 實 | 糸山 清吾 | 糸山 清吾 |
| 福田 | 蒲原 弥一 [%] 井手房一郎 | 井手房一郎 | 小松 真亮 | 小松 真亮 |
| 山領 | 吉富 儀一 | 吉富 儀一 | 三嶋 敬三 | 三嶋 敬三 |
| 野町 | 沢野 進 | 沢野 進 | 長尾 和三 | 長尾 和三 |
| 小杭 | 西村 正男 | 西村 正男 | 今泉 勝實 | 今泉 勝實 |
| 東堀一区 | 北村 忠夫 | 北村 忠夫 | 田中 一義 | 田中 一義 |
| 東堀二区 | 田中 儀六 [%] 田中 秀雄 | 田中 秀雄 | 田中 秀雄 | 田中 秀雄 |
| 西堀 | 石橋 孝 | 石橋 孝 | 石橋 孝 | 石橋 孝 |
| 浮盃 | 中溝 儀作 | 中溝 儀作 | 津山 喜三 | 津山 喜三 |
| 東寺井 | 徳永 辰次 | 徳永 辰次 | 菱岡 次郎 | 菱岡 次郎 |
| 西寺井 | 吉富 元平 | 吉富 元平 | 吉富 元平 | 吉富 元平 |

◎印 嘱託員会々長

○印 嘱託員会副会長

| 54年度 | 55年度 | 56年度 | 57年度 | 58年度 |
|-----------------------------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|
| 横尾 直史 | 横尾 善吾 [%] 八谷 善吾 | 八谷 善吾 | 鶴池 鶴次 | 鶴池 鶴次 |
| 小野 徳次 | 小野 徳次 | ◎小野 徳次 | ◎小野 徳次 | 横尾 伊三 |
| 成富袈裟六 | 成富袈裟六 | 成富 猛 | 成富 猛 | 吉富 良雄 |
| 中村 安男 | 大久保 孝 | 大久保 孝 | 島 英輔 | 島 英輔 |
| 田中 功 [%] 田中 作次 | 田中 作次 | 野田 政弘 | 野田 政弘 | 糸山 鉄男 |
| 熊野 實次 | 角田 彌三 | 角田 彌三 | 平山 資郎 | 平山 資郎 |
| 宮原 清像 | 瀬尾 義孝 | 瀬尾 義孝 | 江副和左己 | 江副和左己 |
| 中島 伊六 | 野口 忠吉 | 野口 忠吉 | 一木 伝次 | 一木 伝次 |
| 光富 直正 | 光富 直正 | 野中 市次 | 岸川 克己 | 野口 榮 |
| 山田 国男 | 山田 国男 | 山田 国男 | 山田 国男 | 山田 国男 |
| 土師 菊次 | 土師 菊次 | 土師 菊次 | 土師 安夫 | 土師 安夫 |
| ◎小宮 利男 | ◎小宮 利男 | 野中 熊雄 | 野中 熊雄 | 野中 勝 |
| 赤司 功 [%] 西村 栄 | 西村 栄 | 西村 栄 | 西村 栄 | 平川 文二 |
| 溝口 安雄 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 | 溝口 安雄 |
| 野口 儀平 | 野口 儀平 | 野中 元次 | 野中 元次 | 野中 元次 |
| 宮田 豊 | 宮田 豊 | 宮田 豊 | 広木七男次郎 | 広木七男次郎 |
| 藤本 智水 | 藤本 智水 | 藤本 智水 | 藤本 智水 | 藤本 智水 |
| 野中 徹郎 | 江越 徳次 [%] 垣内日出男 | 垣内日出男 | 垣内日出男 | ○垣内日出男 |
| 三島 善六 | 下津浦 優 | 下津浦 優 | 永瀬 三郎 | 永瀬 三郎 |
| ○副島 正 | ○副島 正 | 鬼塚 政十 | 鬼塚 政十 | 鬼塚 政十 |
| 船津 栄次 | 船津 栄次 | 船津 栄次 | 船津 栄次 [%] 三島外次郎 | 三島外次郎 |
| 渡瀬 徳満 | 伊東 一郎 | 伊東 一郎 | 副島 徹 | 副島 徹 |
| 北園 繁一 | 北園 繁一 | 垣内 広次 | 垣内 広次 | 高柳官四郎 |
| 小松 真亮 | 小松 真亮 | 山口 達雄 | 山口 達雄 | 園田 軍次 |
| 高柳 春吉 | 高柳 春吉 | ○高柳 春吉 | ○高柳 春吉 | 江口 文夫 |
| 久保 一男 | 久保 一男 | 澤野 勇 | 澤野 勇 | 久米 辰郎 |
| 花岡 国男 | 花岡 国男 | 古川 秀夫 | 古川 秀夫 | 寺地 直 |
| 田中 一義 | 北村 次二 | 北村 次二 | 北村 次二 | 北村 次二 |
| 上村 覚 | 上村 覚 | 上村 覚 | 上村 覚 | 上村 覚 |
| 石橋 孝 | 大木 達司 | 大木 達司 | 大木 達司 | 大木 達司 |
| 香月 菊夫 | 香月 菊夫 | 北園 松次 | 北園 松次 | 北園 松次 |
| 菱岡 次郎 | 菱岡 次郎 [%] 田中 健次 | 石橋寿太郎 | 石橋寿太郎 | 石橋寿太郎 |
| 吉富 元平 [%] 野中増太郎 | 光增 透 | 北原 亨雄 | 北原 亨雄 | ○北原 亨雄 |

2 町役場

昭和三十年三月一日より旧東川副村役場を本庁として行政事務が開始され、狭隘で不便な建物であつたため合併後の新庁舎建設が計画された。新庁舎は、交通の利便な国道二〇八号線沿いで、諸富駅に近くしかも両村の中央ということで現庁舎の南側の位置に昭和三十一年七月三十日、建坪二六九・一五坪、木造建、総建築費五六七万円で完成した。

当時は近代的な新庁舎ということで他町村からの多くの視察があつた。その後、事務量の増大に伴う職員の増加で窮屈となり又、老朽化、白蟻等の発生により危険庁舎となつた。住民生活の高度化、それにつれて行政内容も複雑多岐となり、住民サービス面からも新庁舎の建設が迫られた。昭和五十二年より新庁舎建設設計画をたて先进地等を視察し二ヵ年の継続事業で、昭和五十四年一月三十一日、近代的な、鉄筋コンクリート三階建、建物面積三、三九一・九七平方メートル、総工事費五億八五〇万円で竣工した。

庁舎建設の概要是表2・図1のとおりである。

表2 庁舎建設の概要

【位置】

佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津1~2

【構造及び規模】

| | |
|---------|------------------------|
| 庁 舎 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 附 属 棟 | (車庫・倉庫) 鉄骨造平屋建 |
| | (庁舎) (車庫・倉庫棟) (自転車置場棟) |
| 建 物 面 積 | |
| 内 訳 | 3,391.97m ² |
| 1 階 | 1,551.25m ² |
| 2 階 | 871.2 m ² |
| 3 階 | 871.2 m ² |
| R 階 | 98.32m ² |

【工事費総額】

| | | | |
|------|---------------------|-----------|-------------|
| 内訳 1 | 總 設 計 | 管 理 費 | 額 508,500千円 |
| 2 | 本 体 工 事 費 | 326,910千円 | |
| 3 | 空 調 ・ 給 排 水 工 事 費 | 76,050千円 | |
| 4 | 電 気 工 事 費 | 46,867千円 | |
| 5 | 造 成 及 び 橋 梁 護 岸 工 事 | 21,560 千円 | |
| 6 | そ の 他 雜 工 事 | 3,799千円 | |
| 7 | 備 品 購 入 費 | 22,734千円 | |
| 8 | そ の 他 | 1,580千円 | |

【工 期】

着 工 昭和53年6月1日

竣 工 昭和54年1月31日

【財源内訳と年度別内訳】

(単位:千円)

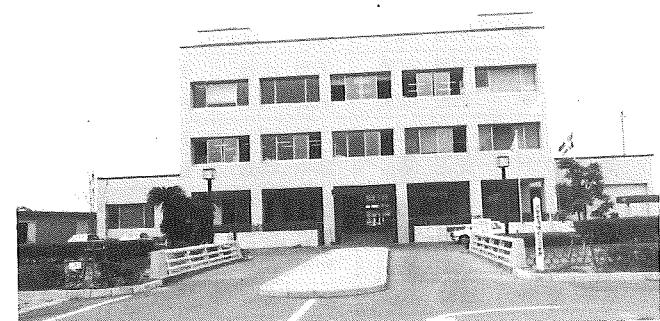
| 内 訳 | 53 年 度 | 54 年 度 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 町 債 | 100,000 | 67,000 | 167,000 |
| 一般財源 | 223,500 | 118,000 | 341,500 |
| うち積立金 | (185,000) | (95,000) | (280,000) |
| 計 | 323,500 | 185,000 | 508,500 |

【設計監理】

株式会社 石橋建築設計事務所

【主な工事施工者】

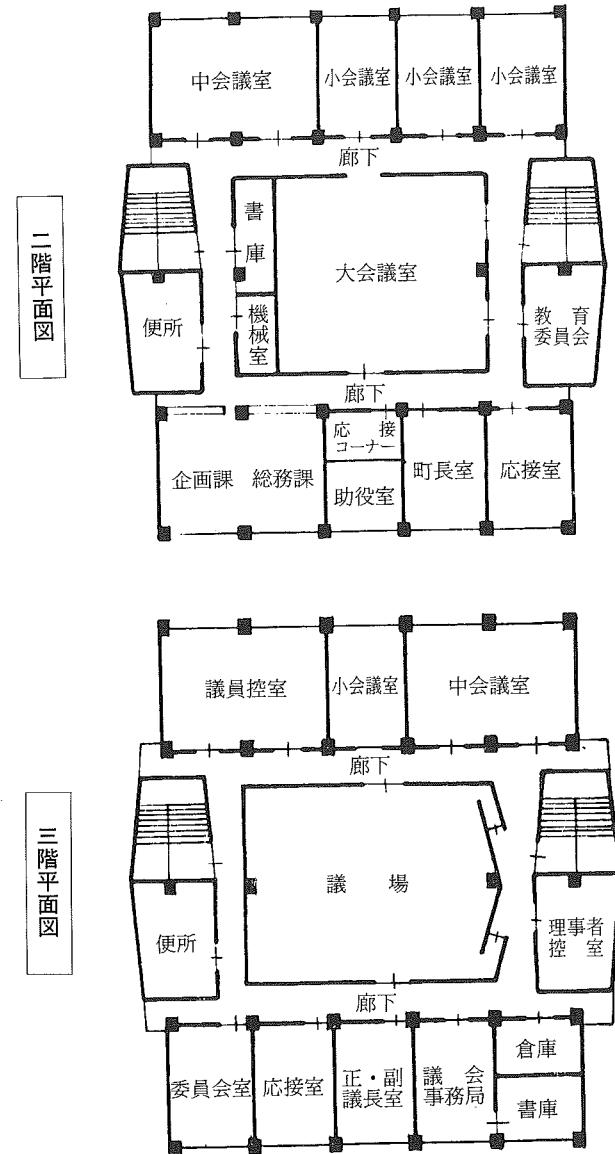
| | |
|-------------|--------------|
| 本 体 工 事 | 深町・林建設共同企業体 |
| 空調・給排水工事 | 佐賀電気工事工業株式会社 |
| 電 气 工 事 | 株式会社 東和工業社 |
| 橋 梁 護 岸 工 事 | 山崎建設株式会社 |
| 敷 地 造 成 工 事 | 田中守商店 |



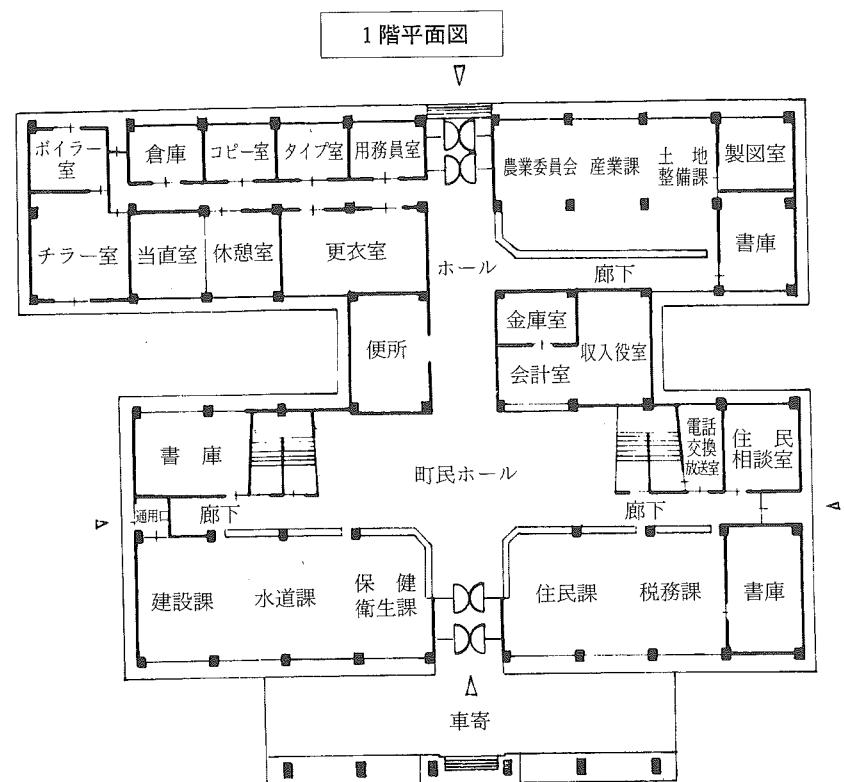
諸富町新庁舎

行政機構の変遷

図1 庁舎案内図

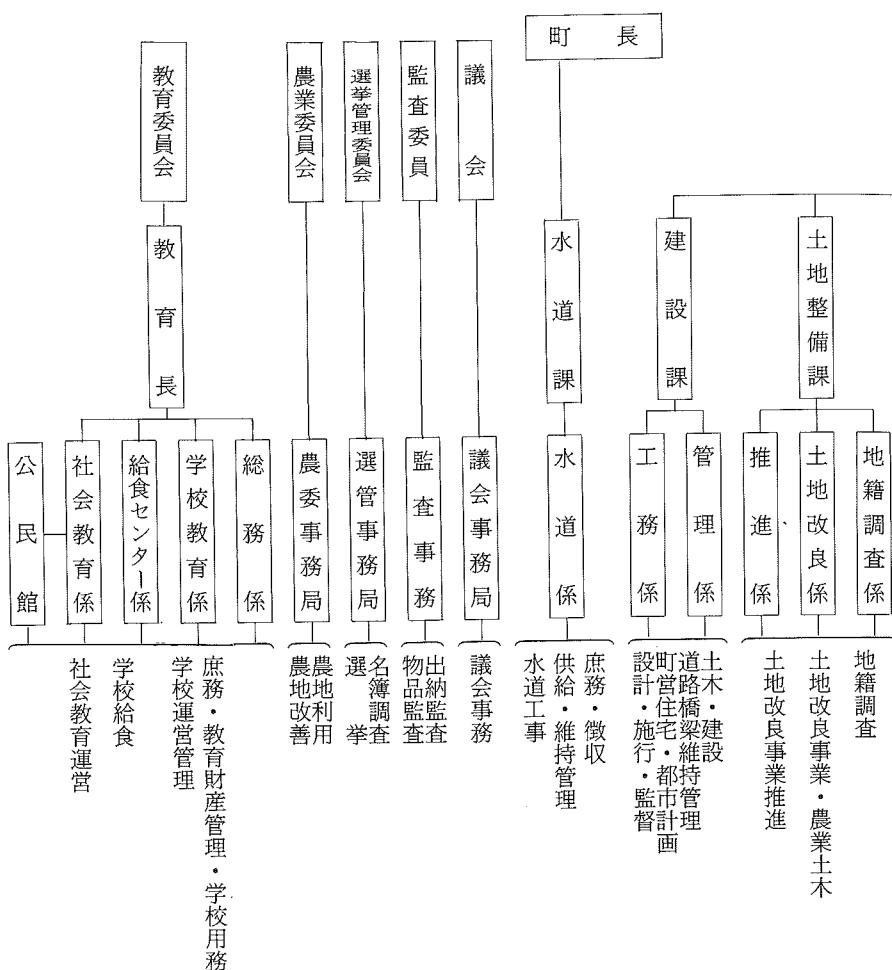


1階平面図

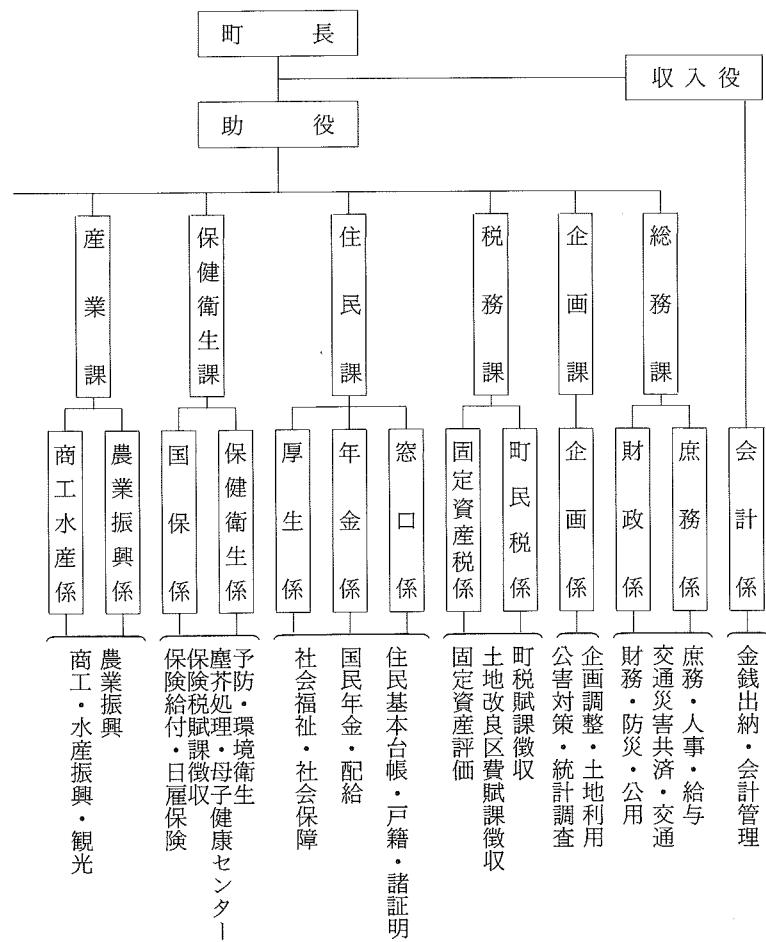


役場住民課窓口

図 2 町 の 行 政 機 構 図



昭和58年8月1日現在



3 行政機構

日々に複雑化し高度化する事務に対処するため、行政機構もまたそれにつれて推移するのであるが、昭和初期の役場はどうであつたろうか。参考に昭和二年度東川副村歳出予算書をみると、給料として収入役給料、月給五五円、書記五人で、月給平均四八円、使丁二人で、月給平均三五円として予算計上されており、これから推察すると収入役以下八人の職員であり、村長、助役を加えて十名内外の職員ではなかつたかと思われる。

戦後地方自治の改革によつて、行政事務も漸次増加し、昭和三十年三月一日、合併当時は職員数も四十二名にいたつてゐる。当時役場の機構としては、係、主任制であつたが、昭和三十九年十一月に課制を敷き、総務課、住民課、税務課、振興課、保健衛生課、企画室の五課一室を設置した。

その後、行政事務はますます複雑多岐となり、行政機構の合理化、近代化をはかり、幾多かの改善を重ねて現在に至つてゐる。現在の機構は町長部局に八課、十七係と会計係があり、企業会計に属するものに水道一課一係がある。その他教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局、公民館等で構成され、特別職の町長、助役、収入役、教育長を除く一般職員数は一〇八名となつた。

行政機構と主な業務は図2のとおりである。

4 歴代町(村)長

明治二十二年、行政区画の改正で戸長役場が廃止になり、町村制が施行され町村ごとに行政を行うようになつた。

過去、幾多の政争の影響をうけながらも地域振興のための自治体行政が続けられ、今日に及んでいる。町村制の施行以来、現在まで各町村で鋭意努力された村長および合併後の歴代町長及び助役、収入役は次のとおりである。

(東川副村歴代村長)

| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 歴順 | 氏名 | 就任年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|-----------|-----------|
| 青 | 木 | 光 | 増 | 永 | 渕 | 北 | 村 | 伊 | 平太 | 山 和平 | 明治二三・五・ |
| 木 | 善 | 田 | 中 | 中 | 栗 | 中 | 村 | 信 | 太 | 村 伊平太 | 明治三三・二・ |
| 善 | 太 | 安 | 市 | 栗 | 谷 | 村 | 照 | 一 | 大 | 北村伊平太 | 明治二六・六・ |
| 太 | 郎 | 市 | | 栗 | 照 | 村 | 照 | | 正 | 三栗谷照顔 | 明治二九・九・ |
| | | | | 渕 | 秀 | 北 | 村 | 伊 | 一 | 永渕伊平太 | 明治三〇・七・ |
| | | | | 渕 | 雄 | 村 | 伊 | 平 | 四 | 北村伊平太 | 明治三八・三・ |
| | | | | | 秀 | 村 | 伊 | 太 | 五 | 永渕秀雄 | 大正二・三・三・ |
| | | | | | 雄 | 村 | 伊 | 大 | 五 | 北村伊平太 | 大正一〇・五・三 |
| | | | | | | | | | | 青木善太郎 | 大正一四・五・三 |
| | | | | | | | | | | 平野儀市 | 昭和三・二・二・三 |
| | | | | | | | | | | 平野儀市 | 昭和七・二・二・三 |
| | | | | | | | | | | 真崎小二郎 | 昭和一二・八・一 |
| | | | | | | | | | | 真崎小二郎 | 昭和一二・八・一 |
| | | | | | | | | | | 昭和一六・八・一 | 昭和一六・八・一 |
| | | | | | | | | | | 昭和一〇・八・一 | 昭和一〇・八・一 |
| | | | | | | | | | | 昭和二二・一・二〇 | 昭和二二・一・二〇 |
| | | | | | | | | | | 昭和二二・四・五 | 昭和二二・四・五 |
| | | | | | | | | | | 昭和二六・四・三 | 昭和二六・四・三 |

行政機構の変遷

| 4 3 2 1 | 歴順 | |
|---------------|---------------|-----|
| 木 島 島 島 | 氏名 | |
| 村 新 新 八 | | |
| 七次郎 新八 | 島新八 | |
| 昭和四・一・一～昭和三・三 | 昭和四・七・六～昭和七・五 | 任 期 |
| 7 6 5 | 歴順 | |
| 坂 坂 木 村 | 氏名 | |
| 井 力 七次郎 | | |
| 力 夫 | 坂井力夫 | |
| 昭和六・九～現在 | 昭和四・一～昭和六・一 | 任 期 |

備考 昭和三十四年二月七日～同年四月三十日迄は職務執行代理者として助役の島新八が町長代理を務めた。

(歴代助役)

| 4 3 2 1 | 歴順 | |
|----------------|---------------|-----|
| 吉 川 三 島 | 氏名 | |
| 末 原 国 豊 | | |
| 助 誠 雄 | 吉助 | |
| 昭和三・五・一～昭和四・三〇 | 昭和三・五・六～昭和三・六 | 任 期 |
| 8 7 6 5 | 歴順 | |
| 吉 吉 吉 吉 | 氏名 | |
| 未 末 未 豊 | | |
| 豊 助 助 助 | 吉助 | |
| 昭和五・一～現在 | 昭和五・一～昭和四・三〇 | 任 期 |

(歴代町長)

| 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 | 歴順 | |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-------|
| 鳥 巢 近 一 鳥 巢 近 一 鳥 巢 近 一 鳥 巢 近 一 案 田 栄 太 鳥 巢 繁 太 柴 田 近 一 柴 田 近 一 | 氏名 | |
| 昭和二・一・一～昭和二・一・一 | | |
| 昭和二・一・一～昭和二・一・一 | 昭和二・一・一～昭和二・一・一 | 就任年月日 |
| 大正六・一・二・二・二六 | 明治四二・一二・二六 | 歴順 |
| 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 | 氏名 | |
| 吉 三 江 池 | 糸 三 池 | |
| 未 島 頭 田 | 山 頭 田 | |
| 豊 國 節 | 貞 節 | |
| 助 助 太 郎 | 穎 太 郎 | |
| 昭和二・二・四・二四 | 昭和二・一・七・二七 | 就任年月日 |

(新北村歴代村長)

(歴代収入役)

| 歴順 | 氏名 | 任期 | 歴順 | 氏名 | 任期 |
|----|------|-----------------|----|------|---------------|
| 1 | 野中繁次 | 昭〇・セ・六～昭〇・セ・五 | 5 | 中島光雄 | 昭〇・三・一～昭〇・六・一 |
| 2 | 野中繁次 | 昭〇・一〇・五～昭〇・一〇・四 | 6 | 深町金吾 | 昭〇・六・四～昭〇・六・三 |
| 3 | 中島光雄 | 昭二・三・一～昭二・二・三〇 | 7 | 深町金吾 | 昭二・六・四～昭二・六・三 |
| 4 | 中島光雄 | 昭三・三・一～昭三・一・三〇 | 8 | 深町金吾 | 昭三・六・四～現在 |

(四) 町議会

昭和三十年三月町村合併促進法に基づき、東川副村、新北村の二ヵ村合併により、諸富町が発足し、議会構成も、東川副村議員二人、新北村議員一六人の計三七人の議会議員で諸富町議会がスタートし、審議は新庁舎が完成するまで東川副村役場で開かれた。

本町議員定数は、昭和三十年四月の選挙から二〇人に、さらに、五十年三月には一六人に減少して現在に至っている。

諸富町議会の開会は、条例で年四回とすることとし、その招集時期を三月、六月、九月、十二月と定例会規則

で定め、次の定例会までに緊急事件が生じた時は臨時議会を開いて対応している。

議会には、常任委員会が設置されており又、必要に応じて特別委員会が設けられる。

諸富町議会の構成員数と所管事務は次のとおりである。

一 総務常任委員会 五人

他の常任委員会の所管に属しない事項

一 建設経済常任委員会 六人

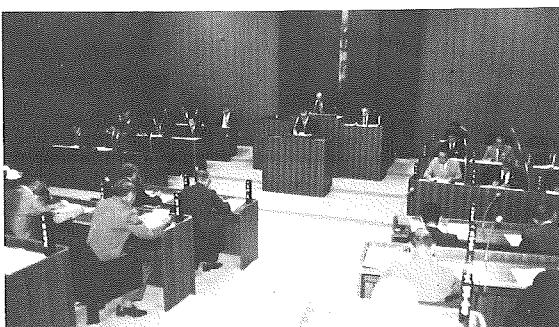
土木産業に関する事項

一 教育民生常任委員会 五人

教育、衛生、国民健康保険、厚生及び上水道に関する事項

地方自治法制度の確立、改革によつて議決機関と執行機関の機能が明確にされた。議会の運営については、委員会条例、議会会議規則で行つている。また、議会に議会運営委員会を置いて協議し、議員相互間の連絡協調をとげ、会議の円滑なる運行を図つている。構成については、正副議長、正副常任委員長をもつて組織している。一般質問等は、通告制を採用している。議案、一般質問等を集約して「議会だより」を発行し住民と議会の架け橋として親しまれている。

歴代町議会正副議長、議会議員は次のとおりである。



議会風景

町議会

◎議会選出監査委員 江頭年未

総務常任委員会 木村 正 ○沢野 進 江頭年未 武藤重雄 鵜池次郎
 建設経済常任委員会 岸川 茂 ○田中秀雄 西村 栄 高柳春吉 平川善春
 教育民生常任委員会 田中 満穂 ○小柳寅雄 柿内大助 川崎敬治 船津明広
 江下正義

常任委員（昭和五十八年五月六日現在）

名 称 委 員 長 委員（○印副委員長）

| | | | | | | | | | |
|----|------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|--------------|--------|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | |
| 柿内 | 堤 | 鬼塚 | 岸川 | 山崎 | 井手 | 園田 | 菅 | 吉末 | |
| 大助 | 喜六 | 茂 | 平太 | 良次 | 幸次郎 | 信夫 | 喜六 | 吉 | |
| | 昭和五十四年五月六日 | 昭和五十年五月九日 | 昭和三十八年五月十一日 | 昭和三十四年五月九日 | 昭和三十三年十月八日 | 昭和三十年五月十二日 | 昭和三十三年八月二十二日 | 昭和三十年五月十二日 | |
| | 昭和五十八年五月六日 | 昭和五十四年五月一日 | 昭和四十二年五月十一日 | 昭和三十八年四月三十日 | 昭和三十四年四月三十日 | 昭和三十年三月一日 | 昭和三十年四月三十日 | 昭和三十三年八月二十二日 | [諸富一区] |
| | 現在 | 昭和五十年五月六日 | 昭和四十六年五月一日 | 昭和三十八年四月三十日 | 昭和三十四年四月三十日 | 昭和三十年三月一日 | 昭和三十年四月三十日 | 昭和三十三年八月二十二日 | [加与子下] |

| 歴順 | 氏名 | （副議長） | 任 | 期 | 部落名 |
|----|-------|-------|-------------|-------------|--------|
| 1 | 山田 清次 | | 昭和三十年三月一日 | 昭和三十年四月三十日 | [東堀一区] |
| 2 | 大木 磯吉 | | 昭和三十年五月十二日 | 昭和三十四年四月三十日 | [西堀] |
| 3 | 重松 初次 | | 昭和三十八年五月九日 | 昭和三十八年四月三十日 | [上大津] |
| 4 | 西村 勝次 | | 昭和四十年十月二十八日 | 昭和四十二年四月三十日 | [大中島] |
| 5 | 重松 初次 | | 昭和四十二年五月十一日 | 昭和四十六年四月三十日 | [西寺井] |
| 6 | 馬渕 良道 | | 昭和四十六年五月一日 | 昭和五十年四月三十日 | [徳富一区] |
| 7 | 馬渕 良道 | | 昭和五十年五月九日 | 昭和五十四年四月三十日 | [西寺井] |
| 8 | 鵜池 次郎 | | 昭和五十四年五月一日 | 昭和五十八年四月三十日 | [徳富一区] |
| 9 | 深町 哲郎 | | 昭和五十八年五月六日 | 現在 | [西堀] |
| 10 | 鵜池 次郎 | | 昭和五十八年五月六日 | 現在 | [陣の内] |

町議会

小柳寅雄(太田)

○昭和五十八年五月 現在

| | | |
|------------|------------|------------|
| 鵜池次郎(陣内) | 柿内大助(西堀) | 木村正(大中島) |
| 岸川茂(徳富二区) | 田中満穂(大中島) | 江頭年未(大堂村) |
| 西村栄(下大津) | 小柳寅雄(太田) | 武藤重雄(小杭) |
| 高柳春吉(山領) | 平川善春(上大津) | 沢野進(野町) |
| 川崎敬治(西堀) | 田中秀雄(東堀二区) | 船津明広(徳富二区) |
| 江下正儀(諸富新村) | | |

(五) 選挙

明治二十二年の市制、町村制のもとでは、等級選挙が行われた。納税額によつて選挙人を一～三等級に分け、各級から同数の議員を選出する仕組みをとつた。すなわち、市では各選挙人の納める直接市町村税の多い順にその納税額を加算してゆき、その合計額が納税総額の三分の一に相当するまでの者を一級選挙人、次の三分の一に相当するまでの者を二級選挙人、他を三級選挙人とし、各級別に議員の三分の一を選挙するものであり、町村の場合は右に準じた方法で二級に区分するものであつた。

当時選挙権は引き続き二年以上の住民であり、満二十五歳以上の男子で村の負担をし、村内で地租を納め、も

しくは直接国税二円以上を納める者となつていた。

大正十年、一、二級の制度が廃止され選挙は平等化された。大正十五年、町村制の改正によつて選挙権、被選挙権は納税条件を撤廃し、年齢二十五歳以上の男子で二年以上村に居住した者は、等しく選挙権及び被選挙権を有するようになり、ここに等級選挙は撤廃され普通選挙制度となつた。

注目の第一回普通選挙は昭和三年(一九二八)二月二十日に実施されたが、この選挙は我が国選挙制度の欠陥を余すところなく示したことで有名である。すなわち官憲による激しい選挙干渉、選挙運動の制限無視などである。

選挙権に対する制限には、財産、収入、教育程度、身分、人種、性別などさまざまなもののが歴史上存在した。これらの制限を除いたとき普通選挙といふが、一般に選挙制度上の発展を述べる際の「普通選挙」とは、とくに財産、収入の制限を撤廃したものを指している。

終戦後の昭和二十一年、町村制の改革、自治法の制定によつて、從来二十五歳以上の男子のみが選挙権を有していたが、満二十歳以上の年齢に達し、六ヵ月以上町村に居住する者はすべて平等に選挙権が与えられ、選挙権を有する満二十五歳以上の男女に被選挙権が与えられた。とくに婦人に参政権が与えられたのは大きな改革であり、有権者の比率は飛躍的に高まつた。



選挙投票風景

1 選挙管理委員会

戦前の選挙は、すべて内務大臣の監督のもとに、知事及び市町村長が管理するものとされた。昭和二十一年九月、府県制、市制、町村制の一部が改正され、地方分権の強化、地方行政の民主化を命題として地方制度の根本的改革が行なわれた。知事、市町村長が住民の公選となり直接請求制度が創設され、各種選挙や住民投票の管理執行機関として都道府県及び市町村に合議制の「議会議員選挙管理委員会」が設置された。翌二十二年四月地方自治法が制定され、上記委員会の名称も現在の「選挙管理委員会」に改められた。昭和二十二年四月三十日、選挙管理委員会の執行による第一回の選挙が行なわれた。その後、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、町（村）長、町（村）議会議員その他の機関（農業委員会等）と数多くの選挙が執行され、選挙管理委員会は有権者名簿の作成および投票、開票の管理、明るい選挙の推進等の事務を行なつてゐる。

「選挙管理委員は選挙権を有するもので人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」（地方自治法第一八二条）と規定されており、当該地方公共団体の議会がこれを選出することとなつてゐる。それと同時に委員に欠員を生じた場合、直ちに委員の補充ができるよう委員と同数の補充員も選出され、その順序も決められている。

昭和五十年三月に町長選挙の立会演説会の開催に関する条例を制定し、町民には候補者から公約、抱負等を聴取する場として選挙公報同様に効果をあげている。又、五十八年二月に新法による議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を制定し、五十八年四月の統一地方選挙から執行したことによつて町内の

環境美化と経費のかからない選挙執行の実現を図つた。

又、表3は昭和四十九年から五十八年までの過去十カ年間の各選挙における有権者の推移とその投票者数及び投票率をまとめたものであるが、特に身近かな町長、町議会議員選挙に対する町民の関心が高いことがわかる。

合併後の歴代選挙管理委員長は次のとおりである。

歴代町選挙管理委員長

| 歴順 | 氏名 | 任期 |
|----|------|--------------------------|
| 1 | 野中甚六 | 昭和三十年三月一日～昭和三十一年一月二十一日 |
| 2 | 江口元三 | 昭和三十三年五月十六日～昭和三十六年六月四日 |
| 3 | 清谷法水 | 昭和三十六年六月五日～昭和三十九年六月四日 |
| 4 | 清谷法水 | 昭和三十九年六月五日～昭和四十三年六月四日 |
| 5 | 清谷法水 | 昭和四十三年六月五日～昭和四十七年六月四日 |
| 6 | 清谷法水 | 昭和四十七年六月五日～昭和五十一年六月二十日 |
| 7 | 甲斐敏夫 | 昭和五十一年六月二十一日～昭和五十五年六月二十日 |
| 8 | 甲斐敏夫 | 昭和五十五年六月二十一日～昭和五十八年六月三十日 |
| 9 | 藤本智水 | 昭和五十八年七月一日～現在 |

選挙

昭和二十七年、戦後の日本の選挙界の汚濁に直面し、選挙の浄化を図るとともに、国民の政治意識の高揚を図ることを目指として、新しく「公明選挙連盟」が財團法人として設立され、「公明選挙運動」という名のもとに全国的に運動が始まられて以来今日まで三〇年を数うるに至った。

2 明るい選挙推進協議会

表3 最近の選挙の投票状況

| 選挙名 | 執行年月日 | 当日 |
|-----------|-----------|-------|
| | | 総数 |
| 参議院議員選挙 | 昭和49.7.7 | 7,502 |
| 知事選挙 | 昭和50.4.13 | 7,456 |
| 県議会議員選挙 | 〃 | 7,456 |
| 町議会議員選挙 | 昭和50.4.27 | 7,440 |
| 衆議院議員選挙 | 昭和51.12.5 | 7,700 |
| 参議院議員選挙 | 昭和52.7.10 | 7,780 |
| 知事選挙 | 昭和54.4.8 | 7,909 |
| 県議会議員選挙 | 〃 | 7,909 |
| 町長選挙 | 昭和54.4.22 | 7,921 |
| 町議会議員選挙 | 〃 | 7,921 |
| 衆議院議員選挙 | 昭和54.10.7 | 8,127 |
| 衆議院議員選挙 | 昭和55.6.22 | 8,256 |
| 参議院議員選挙 | 〃 | 8,256 |
| 参議院議員補欠選挙 | 昭和57.1.10 | 8,497 |
| 知事選挙 | 昭和58.4.10 | 8,529 |
| 県議会議員選挙 | 〃 | 8,543 |
| 町長選挙 | 昭和58.4.24 | 8,537 |
| 町議会議員選挙 | 〃 | 8,537 |
| 参議院議員選挙 | 昭和58.6.26 | 8,660 |

資料：町選管事務局

| 有権者数(人) | 投票者数(人) | | | 投票率(%) | | | |
|---------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 |
| 3,446 | 4,056 | 6,192 | 2,854 | 3,338 | 82.54 | 82.82 | 82.30 |
| 3,443 | 4,013 | 6,515 | 3,015 | 3,500 | 87.38 | 87.57 | 87.22 |
| 3,443 | 4,013 | 6,511 | 3,013 | 3,498 | 87.33 | 87.51 | 87.17 |
| 3,445 | 3,995 | 7,092 | 3,262 | 3,830 | 95.32 | 94.69 | 95.87 |
| 3,588 | 4,112 | 6,290 | 2,891 | 3,399 | 81.69 | 80.57 | 82.66 |
| 3,635 | 4,145 | 5,965 | 2,753 | 3,212 | 76.67 | 75.74 | 77.49 |
| 3,705 | 4,204 | 6,875 | 3,180 | 3,695 | 86.93 | 85.83 | 87.89 |
| 3,705 | 4,204 | 6,873 | 3,179 | 3,694 | 86.90 | 85.80 | 87.87 |
| 3,714 | 4,207 | 7,518 | 3,489 | 4,029 | 94.91 | 93.94 | 95.77 |
| 3,714 | 4,207 | 7,518 | 3,489 | 4,029 | 94.91 | 93.94 | 95.77 |
| 3,811 | 4,316 | 6,499 | 3,003 | 3,496 | 79.97 | 78.80 | 81.00 |
| 3,879 | 4,377 | 7,006 | 3,257 | 3,749 | 84.86 | 83.96 | 85.65 |
| 3,879 | 4,377 | 7,006 | 3,257 | 3,749 | 84.86 | 83.96 | 85.65 |
| 3,978 | 4,519 | 4,843 | 2,250 | 2,593 | 57.00 | 56.56 | 57.38 |
| 3,995 | 4,534 | 7,450 | 3,436 | 4,014 | 87.35 | 86.01 | 88.53 |
| 4,000 | 4,543 | 7,459 | 3,439 | 4,020 | 87.31 | 85.98 | 88.49 |
| 3,997 | 4,540 | 8,062 | 3,743 | 4,319 | 94.44 | 93.65 | 95.13 |
| 3,997 | 4,540 | 8,061 | 3,743 | 4,318 | 94.42 | 93.65 | 95.11 |
| 4,056 | 4,604 | 4,972 | 2,324 | 2,648 | 57.41 | 57.30 | 57.52 |

主権者としての自覚を身につけるための運動であるので、「公明選挙連盟」は、民間団体として性格づけられ、以来今日までの三〇年間、「明るく正しい選挙推進運動」「明るい選挙推進運動」とその名称、組織も社会の流れと共に変遷をし、全国組織としては現在の「明るい選挙推進協議会」となっている。

諸富町としても昭和三十七年、「政治は国民のものです。」「政治は国民が行なうものです。」「政治は国民のために行なわれるものです。」「政治の出発点は選挙です。」「選挙の良し悪しは直接政治の良し悪しに影響します。」をスローガンに、明るく正しい選挙が行なわれることを願つて、「町公明選挙推進協議会」が生まれた。推進委員の構成は、県推進委員六名、青年、婦人、PTAから三名の計九名であった。その後、昭和四十年三月十九日の定例議会で『選挙は民主政治の基礎であり、民主政治の健全な発展のために選挙が公明かつ適正に行わなければならぬ。よって、全町民の協力のもとに明るく正しい選挙を確立することにより、明るい住みよい諸富町とするため、「明るく正しい選挙の町」たることを宣言する』ということを議決した。

現在では「町公明選挙推進協議会」から「町明るい選挙推進協議会」と名称も改め、学識経験者、公民館長、婦人会役員、農協、漁協、商工会青年部役員、PTA役員、嘱託員代表の計一五名で構成し運営されている。事業内容としては、常時、臨時の啓発がある。常時啓発としては、新有権者育成事業、広報紙（白バラだより等）の発行業務等が一年間を通じて行なわれている。臨時啓発としては、選挙時に事務所廻り、啓発パレード等が行われている。なお明るい選挙推進協議会委員は次のとおりである。

明るい選挙推進協議会委員

昭和58年9月1日現在

| 氏名 | 任期 | 組織 |
|--------|------------------------|-------|
| 林 史朗 | S58. 4. 1~ 59. 3.31 | 学識経験者 |
| 蒲原 弘敏 | 〃 | 学識経験者 |
| 増田 清子 | 〃 | 婦人会 |
| 古川 ツヤ | 〃 | 婦人会 |
| 梅崎 さの | 〃 | 婦人会 |
| 沢野 シヅエ | 〃 | 婦人会 |
| 武藤 恭博 | 〃 | 農協青年部 |
| 野口 義克 | 〃 | 漁協青年部 |
| 東島 博規 | 〃 | 商工青年部 |
| 吉田 陸生 | 〃 | PTA |
| 大関 栄 | 〃 | PTA |
| 下村 敬二 | 〃 | PTA |
| 北原 亨雄 | 〃 | 嘱託員 |
| 垣内 日出男 | 〃 | 嘱託員 |
| 末次 悟 | 〃 | 公民館長 |

投票区について

昭和三十年合併後の投票区については、北地区、南地区の二投票区になっていた。しかし、有権者の増加により従来の一投票区では対応が困難となり昭和五十七年十二月の諸富町選挙管理委員会において三投票区に変更された。投票区名、投票所及び投票区の区域については次のとおりである。

| 歴代監査委員 | | | |
|--------|--------------|--------------|-------|
| 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 | 付記 |
| 宮地 知平次 | 昭和三十年五月十二日 | 昭和三十四年七月二十一日 | 学識経験者 |
| 平川 嶽 | 昭和三十年五月十二日 | 昭和三十四年四月三十日 | 議会選出 |
| 茂田 嘉八 | 昭和三十四年五月九日 | 昭和三十八年四月三十日 | 議会選出 |
| 野口 一 | 昭和三十四年八月一日 | 昭和三十九年七月三十日 | 学識経験者 |
| 林 五郎 | 昭和三十八年五月二十一日 | 昭和三十九年七月三十日 | 議会選出 |
| 福岡 鉄二 | 昭和三十九年七月三十日 | 昭和四十二年七月三十日 | 学識経験者 |
| 井手 幸次郎 | 昭和三十九年七月三十日 | 昭和四十二年五月十二日 | 議会選出 |
| 野田 武治 | 昭和四十二年五月十一日 | 昭和四十三年七月十五日 | 議会選出 |
| 平川 嶽 | 昭和四十二年八月一日 | 昭和四十八年七月三日 | 学識経験者 |
| 岸川 茂 | 昭和四十三年七月三十日 | 昭和四十六年四月三十日 | 議会選出 |
| 福岡 鉄二 | 昭和四十六年五月一日 | 昭和五十年四月三十日 | 議会選出 |
| 山田 久太 | 昭和四十八年八月一日 | 昭和五十年六月十三日 | 学識経験者 |

議会選出委員は議員在任となつており、地方自治法に定められた職務の遂行に当り、原則として毎月十五日を月例監査と定め、又、定期監査と臨時監査により現金出納の状況などを監査し、厳正を期している。

合併後の歴代監査委員は次のとおりである。

1 監 査 委 員

地方公共団体の財務に関する事務が公正かつ効率的に運営され、又、地方公共団体の運営する事業の経営が、合理的、能率的に行なわれるように監視するために設けられた行政委員会の一種である。監査委員の定数は一人で、町長が町議会選出の委員と学識経験者の中から一人、町議会の同意を得て任命する。任期は学識経験者が三年、

| (投票所) | 投票区の区域 |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 第一投票区 (北小学校体育館) | 徳富一区、徳富二区、上大津、下大津、千才、橋津、大堂津、大堂村、大堂渡端、加与丁上、加与丁下、陣内、太田、土師 |
| 第二投票区 (中学校体育館) | 諸富一区、諸富二区、諸富三区、諸富新村、大中島、石塚、小杭 |
| 第三投票区 (南小学校体育館) | 西寺井、東寺井、浮盃、西搦、東搦一区、東搦二区、為重、上下、三重、野町、山領、福田 |

| | | | |
|------|------------|-------------|-------|
| 野田武治 | 昭和五十年五月一日 | 昭和五十四年四月三十日 | 議会選出 |
| 柿内大助 | 昭和五十四年五月一日 | 昭和五十八年四月三十日 | 議会選出 |
| 津田敬助 | 昭和五十年六月十四日 | 現在 | 学識経験者 |
| 江頭年未 | 昭和五十八年五月六日 | 現在 | 議会選出 |

2 固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため市町村に置かれる合議制の執行機関であつて、地方行政委員会の一つである。この委員会は、地方税法（昭和二十五年法律第二二六号）の第四百三十三条の規定によって設置され、その委員は、町長が町議会の同意を得て任命する。

委員の定数は三人で、任期は三年である。

昭和五十八年八月一日現在の委員は、次のとおりである。

固定資産評価審査委員

| 氏名 | 就任年月日 | 住所 |
|------|------------|-----------------|
| 鷲崎松夫 | 昭和五十五年九月一日 | 諸富町大字徳富一六七一番地 |
| 西村重巳 | 昭和五十五年九月一日 | 諸富町大字山領八番地第一 |
| 園田軍次 | 昭和五十七年七月一日 | 諸富町大字山領一一五〇番地の三 |

3 農業委員会

(1) 農地改革令

昭和二十年十二月九日、連合軍最高司令部は、「農地改革に関する覚書」を政府に指令した。

これが俗に「農地解放令」と呼ばれるもので、これに基づいて農地改革をはじめとする戦後農村の大改革が連合軍の占領政策の一環として強行された。こうした農地改革の成果を基盤にして、いよいよ本格的な農地改革へと大きく動きはじめた。

(2) 農業委員会の発足

農業委員会は、昭和二十六年、農業委員会法の制定により、旧東川副村、旧新北村で農業委員会がそれぞれ設置され、昭和三十年三月一日、両村の合併により諸富町農業委員会として発足、委員数は公選二二人、選任八人の合計三〇人で新たな意欲に満ちた農業委員が誕生した。

その後、昭和三十年九月と昭和三十六年七月にそれぞれ定数を改正し、現在の委員数一九人に至っている。

(3) 農業委員会の業務

農業委員会は農地事務を所掌する行政機関であり、農民の利益代表としてまた、農民の地位向上をはかるとともに農業の振興に力をそぎ、足腰の強い農業確立に貢献している。

(4) 農業政策の基調の変化

昭和二十六年、農業委員会、農業調整委員会及び、農業改良委員会の三委員会が統合され地方自治体の一組織として設定され、昭和三十年代後半は高度経済成長とともに、農業の生産性を高め農業機械の効率的運用をはかつ

各種委員会および委員

(昭和33年9月～昭和36年8月)

| | | |
|----|-------|----------------------------------|
| 会長 | 江口軍兵衛 | 公選 |
| 委員 | 江口 悅一 | 選任 昭36. 5退 昭36. 6就 |
| リ | 田中 輝一 | 公選 |
| リ | 中村 広次 | リ |
| リ | 蒲原袈裟六 | リ |
| リ | 福田 種善 | リ |
| リ | 田中 碩一 | リ |
| リ | 古賀 菊一 | リ |
| リ | 平川 清作 | リ |
| リ | 土師 春次 | リ |
| リ | 緒方 繁 | リ |
| リ | 西村 十一 | リ |
| リ | 田中 耕藏 | 選任 昭34. 6就 昭36. 5退 昭36. 6就 |
| リ | 山田 久太 | リ 昭34. 3就 |
| リ | 富崎 官作 | リ 昭34. 5退 昭34. 6就 |
| リ | 西村 勝次 | リ 昭35. 11退 |
| リ | 内田金三郎 | リ 昭36. 5退 昭36. 6就 |
| リ | 野中 藤作 | リ 昭34. 6就 |
| リ | 岸川 茂 | リ 昭34. 2退 |
| リ | 吉末 豊助 | リ 昭34. 5退 |
| リ | 松尾 栄次 | リ 昭34. 5退 |
| リ | 小柳 與吉 | リ 昭34. 5退 |

(昭和30年9月～昭和33年8月)

| | | |
|----|-------|-----------------------|
| 会長 | 吉末 豊助 | 選任 |
| 委員 | 長尾 謙次 | 公選 |
| リ | 末次 達次 | リ |
| リ | 池田 輝次 | リ |
| リ | 北村 茂二 | リ |
| リ | 江口軍兵衛 | リ |
| リ | 田中 碩一 | リ 昭31. 12退 |
| リ | 今泉 常雄 | リ |
| リ | 平川 清作 | リ 昭33. 5退 |
| リ | 大久保長作 | リ |
| リ | 吉田 善次 | リ |
| リ | 山田 軍次 | リ |
| リ | 土師 春次 | リ |
| リ | 江口 悅一 | 選任 昭33. 6就 |
| リ | 山田 久太 | リ 昭33. 6就 |
| リ | 野中 藤作 | リ 昭33. 6就 |
| リ | 内田金三郎 | リ 昭33. 6就 |
| リ | 小柳 與吉 | リ 昭33. 6就 |
| リ | 西村佐平次 | リ 昭33. 6就 |
| リ | 西村 勝次 | リ 昭30. 12退 昭32. 3就 |
| リ | 西村 徳二 | リ 昭33. 5退 |
| リ | 末次己之作 | リ 昭33. 5退 |

農業委員

(昭和30年3月～昭和30年8月)

| | | |
|----|-------|-----------|
| 会長 | 重松 初次 | 選任 |
| 委員 | 坂井 丈助 | リ 昭30. 5退 |
| リ | 西村 十一 | 公選 |
| リ | 徳永 万六 | リ |
| リ | 山田 軍次 | リ |
| リ | 井手幸次郎 | リ |
| リ | 北村 茂二 | リ |
| リ | 中島 浅次 | リ |
| リ | 江川 秀雄 | リ |
| リ | 末次 茂 | リ |
| リ | 福田 秀雄 | リ |
| リ | 池田 輝次 | リ |
| リ | 土師 春次 | リ |
| リ | 澤野 市松 | リ |
| リ | 吉田 善次 | リ |
| リ | 岸川 茂 | リ |
| リ | 姉川 宗一 | リ |
| リ | 富崎 官作 | リ |
| リ | 福岡 鉄二 | リ |
| リ | 西村 松藏 | リ |
| リ | 西村 定治 | リ |
| リ | 田中 米吉 | リ |
| リ | 末次 達次 | リ |
| リ | 山田 一郎 | リ |
| リ | 山田 久太 | リ 選任 |
| リ | 末次己之作 | リ |
| リ | 吉末 豊助 | リ |
| リ | 小寺 輝定 | リ 昭30. 5退 |
| リ | 西村 徳二 | リ 昭30. 6就 |
| リ | 野中 熊一 | リ 昭30. 6就 |

て、いくため農地の交換分合により農地の集積に努めてきた。昭和四十年代後半より米の過剰問題に直面して減反政策が推進されるようになり現在の農産物の供給構造は過剰と不足が併存する形となつて今日農業生産の再編成が緊急の課題となつてゐる。

この間、農業基本法の制定、農業構造改善政策推進等の諸事業や総合コンサルタント事業の相談員に、農業委員、農業補助員を選任、農地の税金問題、農地の流動化促進、経営改善についての相談活動を実施して土地と人の確保指導に努めている。

農用地利用増進事業、農業構造改善政策推進等の諸事業や総合コンサルタント事業の相談員に、農業委員、農業補助員を選任、農地の税金問題、農地の流動化促進、経営改善についての相談活動を実施して土地と人の確保に努めている。

各種委員会および委員

(昭和45年9月～昭和48年8月)

| | | |
|----|-------|------------|
| 会長 | 岸川 茂 | 選任 昭46. 4退 |
| 委員 | 西村 重巳 | 公選 |
| 〃 | 中島 太郎 | 〃 |
| 〃 | 家永 三郎 | 〃 |
| 〃 | 井手 敏雄 | 〃 |
| 〃 | 徳永 一次 | 〃 |
| 〃 | 古賀 初男 | 〃 |
| 〃 | 城 武 | 〃 |
| 〃 | 福島 秀次 | 〃 |
| 〃 | 小林 寛吾 | 〃 |
| 〃 | 蒲原 松雄 | 〃 |
| 〃 | 野中 市次 | 〃 |
| 〃 | 垣内 茂行 | 〃 昭47. 5退 |
| 〃 | 井手 清次 | 〃 |
| 〃 | 平川 清作 | 選任 昭46. 4退 |
| 〃 | 福田 種善 | 〃 昭46. 4退 |
| 〃 | 江川 秀雄 | 〃 昭46. 4退 |
| 〃 | 木村七次郎 | 〃 |
| 〃 | 三島 七郎 | 〃 昭46. 5退 |
| 会長 | 鷺崎 松夫 | 〃 昭46. 5就 |
| 委員 | 江下 惣一 | 〃 昭46. 5就 |
| 〃 | 木村 正 | 〃 昭46. 5就 |
| 〃 | 沢野兵二郎 | 〃 昭46. 5就 |
| 〃 | 岸川 富雄 | 〃 昭46. 6就 |

(昭和42年9月～昭和45年8月)

| | | |
|----|-------|-----------|
| 会長 | 岸川 茂 | 選任 |
| 委員 | 伊東 文雄 | 公選 |
| 〃 | 吉田 辰一 | 〃 |
| 〃 | 野方 盛雄 | 〃 |
| 〃 | 池田 俊一 | 〃 昭45. 1退 |
| 〃 | 野中 勇 | 〃 |
| 〃 | 西村 一郎 | 〃 |
| 〃 | 寺崎 忠二 | 〃 |
| 〃 | 井手 清次 | 〃 |
| 〃 | 井手 敏雄 | 〃 |
| 〃 | 松永 秀次 | 〃 |
| 〃 | 田中 陸二 | 〃 |
| 〃 | 山田 敏雄 | 〃 |
| 〃 | 松尾 憲吾 | 〃 |
| 〃 | 福田 種善 | 選任 |
| 〃 | 平川 清作 | 〃 |
| 〃 | 江川 秀雄 | 〃 |
| 〃 | 中島 光夫 | 〃 |
| 〃 | 三島 七郎 | 〃 |

(昭和39年9月～昭和42年8月)

| | | |
|----|-------|-------------|
| 会長 | 川原 誠 | 選任 昭42. 7退 |
| 委員 | 野中 岩男 | 公選 |
| 〃 | 園田 謙一 | 〃 |
| 〃 | 富崎 官作 | 〃 |
| 〃 | 小川 繁男 | 〃 |
| 〃 | 野口 一二 | 〃 |
| 〃 | 徳永 春季 | 〃 |
| 〃 | 北島 源次 | 〃 |
| 〃 | 末次 茂 | 〃 |
| 〃 | 野口 儀平 | 〃 |
| 〃 | 西村 政喜 | 〃 |
| 〃 | 山田 秀男 | 〃 |
| 〃 | 福田 秀雄 | 〃 |
| 〃 | 吉田 辰一 | 〃 |
| 〃 | 小柳 寅雄 | 〃 |
| 〃 | 重松 初次 | 選任 昭40. 10退 |
| 〃 | 鬼塚 喜六 | 〃 昭42. 7退 |
| 〃 | 末次 達次 | 〃 昭42. 7退 |
| 〃 | 山田 久太 | 〃 昭42. 5退 |
| 〃 | 林田 浅一 | 〃 昭40. 8退 |
| 〃 | 土師 春次 | 〃 昭42. 6退 |
| 〃 | 岸川 茂 | 〃 昭42. 7就 |
| 〃 | 平川 清作 | 〃 昭42. 7就 |
| 〃 | 福田 種善 | 〃 昭42. 7就 |
| 〃 | 江川 秀雄 | 〃 昭42. 7就 |
| 〃 | 三島 七郎 | 〃 昭42. 6就 |

(昭和36年9月～昭和39年8月)

| | | |
|----|-------|------------|
| 会長 | 三島 国雄 | 選任 昭38. 4退 |
| 委員 | 土師 春次 | 公選 |
| 〃 | 吉田 元次 | 〃 |
| 〃 | 福田 種善 | 〃 |
| 〃 | 野中 岩男 | 〃 |
| 〃 | 澤野 善次 | 〃 |
| 〃 | 緒方 繁 | 〃 |
| 〃 | 北村 茂二 | 〃 |
| 〃 | 小柳 寅雄 | 〃 |
| 〃 | 原 邦太郎 | 〃 |
| 〃 | 田中 輝一 | 〃 |
| 〃 | 小寺 輝定 | 〃 |
| 〃 | 田中 碩一 | 〃 |
| 〃 | 鷺崎 松夫 | 〃 |
| 〃 | 野中 藤作 | 選任 昭37. 9退 |
| 〃 | 山田 久太 | 〃 |
| 〃 | 江口 悅一 | 〃 昭37. 11退 |
| 〃 | 西村 勝次 | 〃 昭38. 4退 |
| 〃 | 山田 仙八 | 〃 昭38. 4退 |
| 〃 | 田中 耕藏 | 〃 昭38. 4退 |
| 〃 | 松尾 徳一 | 〃 |
| 〃 | 井手 治雄 | 〃 昭37. 12就 |
| 〃 | 林田 浅一 | 〃 昭37.12就 |
| 会長 | 川原 誠 | 〃 昭38. 5就 |
| 委員 | 重松 初次 | 〃 昭38. 5就 |
| 〃 | 末次 達次 | 〃 昭38. 5就 |
| 〃 | 横尾 泰藏 | 〃 昭38. 5就 |

各種委員会および委員

(昭和57年9月～現在)

| | | |
|----|-------|----------|
| 会長 | 小柳 寅雄 | 選任 |
| 委員 | 山領 善吾 | 公選 |
| 〃 | 緒方 幸夫 | 〃 |
| 〃 | 古賀 弘 | 〃 |
| 〃 | 野口 與一 | 〃 |
| 〃 | 武藤 正行 | 〃 |
| 〃 | 下村 光雄 | 〃 |
| 〃 | 吉富 良雄 | 〃 |
| 〃 | 森 實 | 〃 |
| 〃 | 志岐 清司 | 〃 |
| 〃 | 林 利男 | 〃 |
| 〃 | 田中 一義 | 〃 |
| 〃 | 徳永 直 | 〃 |
| 〃 | 蒲原 良廣 | 〃 |
| 〃 | 岸川 富雄 | 選任 |
| 〃 | 西村 良夫 | 〃 昭58.4退 |
| 〃 | 江口 文夫 | 〃 昭58.4退 |
| 〃 | 田中 満穂 | 〃 昭58.4退 |
| 〃 | 武藤 重雄 | 〃 昭58.5就 |
| 〃 | 江下 正儀 | 〃 昭58.5就 |
| 〃 | 西村 栄 | 〃 昭58.5就 |
| 〃 | 野中 次男 | 〃 昭58.6就 |

(昭和54年9月～昭和57年8月)

| | | |
|----|-------|----------|
| 会長 | 小柳 寅雄 | 選任 |
| 委員 | 野中 熊雄 | 公選 |
| 〃 | 井手 松雄 | 〃 |
| 〃 | 松尾 邦夫 | 〃 |
| 〃 | 北村 鶴一 | 〃 |
| 〃 | 今泉 勝實 | 〃 |
| 〃 | 山領 善吾 | 〃 |
| 〃 | 小林 夕十 | 〃 |
| 〃 | 長尾 優 | 〃 |
| 〃 | 早田 米雄 | 〃 |
| 〃 | 高柳官四郎 | 〃 |
| 〃 | 杉馬場廣夫 | 〃 |
| 〃 | 吉武 功 | 〃 |
| 〃 | 松永 安次 | 〃 |
| 〃 | 田中 満穂 | 選任 |
| 〃 | 西村 良夫 | 〃 |
| 〃 | 江口 文夫 | 〃 |
| 〃 | 江口周一郎 | 〃 昭55.5退 |
| 〃 | 岸川 富雄 | 〃 昭55.6就 |

(昭和51年9月～昭和54年8月)

| | | |
|----|-------|-----------|
| 会長 | 福田 種善 | 選任 昭54.4退 |
| 委員 | 北島 忠次 | 公選 |
| 〃 | 野口 榮 | 〃 |
| 〃 | 北園 菊次 | 〃 |
| 〃 | 山田 稔 | 〃 |
| 〃 | 山口 一夫 | 〃 |
| 〃 | 三島卯次郎 | 〃 |
| 〃 | 平川 文二 | 〃 |
| 〃 | 蒲原 実 | 〃 |
| 〃 | 未次 静雄 | 〃 |
| 〃 | 西村 正男 | 〃 |
| 〃 | 伊東 文雄 | 〃 |
| 〃 | 杉馬場廣夫 | 〃 |
| 〃 | 田中 克己 | 〃 |
| 〃 | 木村 正 | 選任 昭54.4退 |
| 〃 | 西村 重巳 | 〃 昭54.4退 |
| 〃 | 野中 元次 | 〃 昭54.4退 |
| 〃 | 岸川 富雄 | 〃 |
| 〃 | 小柳 寅雄 | 〃 昭54.5就 |
| 〃 | 江口 文雄 | 〃 昭54.5就 |
| 〃 | 西村 良夫 | 〃 昭54.5就 |
| 〃 | 田中 満穂 | 〃 昭54.5就 |

(昭和48年9月～昭和51年8月)

| | | |
|----|-------|------------|
| 会長 | 鷲崎 松夫 | 選任 昭50. 4退 |
| 委員 | 野中 龍男 | 公選 |
| 〃 | 末次 一 | 〃 |
| 〃 | 松尾 寛市 | 〃 |
| 〃 | 家永 三郎 | 〃 |
| 〃 | 鬼塚喜代次 | 〃 |
| 〃 | 伊東 二郎 | 〃 |
| 〃 | 田中 作次 | 〃 |
| 〃 | 糸山 清吾 | 〃 |
| 〃 | 土師 春次 | 〃 |
| 〃 | 西村 良夫 | 〃 |
| 〃 | 田中栄太郎 | 〃 |
| 〃 | 早田 文雄 | 〃 |
| 〃 | 野中 正弘 | 〃 |
| 〃 | 木村 正 | 選任 |
| 〃 | 江下 惣一 | 〃 昭50. 4退 |
| 〃 | 沢野兵二郎 | 〃 昭50. 4退 |
| 〃 | 木村七次郎 | 〃 昭50. 6退 |
| 会長 | 福田 種善 | 〃 昭50. 5就 |
| 委員 | 西村 重巳 | 〃 昭50. 5就 |
| 〃 | 野中 元次 | 〃 昭50. 5就 |

(七) 都市計画事業

1 都市計画

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用及び都市施設の整備並びに市街地開発事業に関する計画である。諸富町においても昭和四十年代の当初から急速に展開された宅地開発など都市化現象に伴い無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、土地利用の現況、農地転用の状況、その他必要な調査をはじめ、地元の意見を聞くなど一連の手続きを進めながら、将来の都市の発展の動向等を勘案し、昭和四十六年七月五日、新都市計画法（昭和四十四年六月十四日施行）により諸富町の行政区域一、二三〇ヶ所の全区域が佐賀市の全域及び佐賀郡大和町の一部を含め佐賀都市計画区域に指定された。

また翌六日、計画的な土地利用の規制と誘導をはかるため都市計画区域を区分して、一八・七%にあたる二二八ヶ所を市街化区域に、八一・三%にあたる九九二ヶ所を市街化調整区域に線引きされ、市街化区域については更に将来の人口、産業等の規模を想定して、都市としての適正な機能及び環境を維持できるよう細分化し、表4のとおり用途地域が指定された。

都市施設の整備については、昭和四十八年二月二十六日に都市活動の動脈である都市計画街路として、県道神

埼諸富線（現町道長井手国道線）から国道二〇八号線に至る延長一、〇〇七kmの上大津上下線（現上大津諸富線）が計画決定されたのをはじめ、昭和四十八年七月九日には都市下水路として、筑後川にかかる石塚千人塚を排出口とする諸富中央下水路を計画決定し、それぞれ都市生活の利便性及び快適性等の増進に即応すべく鋭意整備されている。

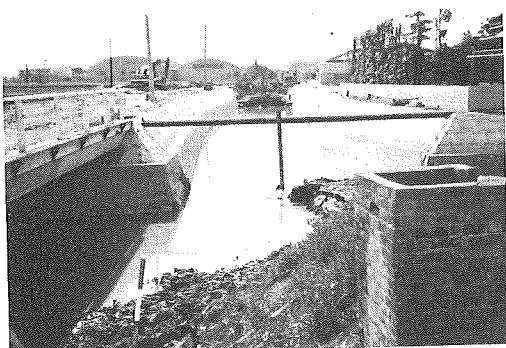
昭和五十五年十一月一日には、昭和五十二年に実施した過去の市街化の動向や土地利用の変化などについての基礎調査に基づき、第一回目の市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しが決定され、市街化区域を二五四ヶ所に変更するとともに都市施設についても新たに都市計画街路として、諸富港から国道二〇八号線に至る諸富臨港線と、都市公園として、町内のほぼ中央に一・八ヶ所の諸富公園がそれぞれ計画決定された。

線引き見直し後の用途地域ごとの面積は表4のとおりである。又、都

市計画施設の計画決定の状況は表5



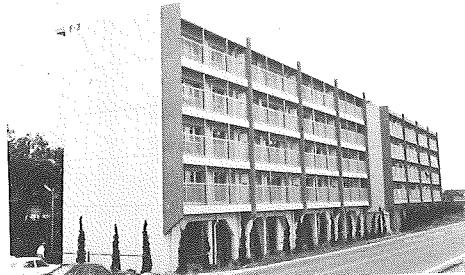
幹線街路上大津諸富線



整備中の諸富中央下水路

都市計画事業

木造平屋建十棟
（一棟九・五坪）、
寺・萬福寺所有地
五二九坪に第二種
の事業として寺井
住宅が浮盃、光專
ある。公営住宅法
に基づく住宅建設
は昭和四十一年度
々とその成果を挙げてきた。



町営住宅船津団地

表6 町営住宅建設状況

(単位:戸、円)

| 住宅の名称 | 種類 | 戸数 | 建設年度 | 使 用 料 |
|-------|------------|----------|---------------------|---------------------------------|
| 寺井住宅 | 第2種 | 10 | 昭和41年度 | 月額 3,400 |
| 千歳住宅 | 第1種 | 10 | 昭和42年度 | 月額 4,200 |
| 東寺井住宅 | 第2種 第1種 | 12 23 | 昭和45年度 昭和45~48年度 | 月額 4,000 月額 5,700 ~8,000 |
| 西寺井住宅 | 第1種 第2種 | 4 12 | 昭和48年度 昭和48~49年度 | 月額 8,000 月額 5,500 ~9,000 |
| 船津住宅 | 第2種 第1種 | 16 16 | 昭和50年度 昭和51年度 | 月額14,000 月額19,000 |
| 石塚住宅 | 第2種 第1種 | 32 40 | 昭和54年度 昭和55~56年度 | 月額19,000 月額27,500 ~29,500 |

資料:町建設課

2 町 営 住 宅

戦後、我が国の経済は飛躍的な発展を遂げ、国民の生活水準も向上したが、衣食住のうち住に関しては、その立ち遅れが指摘されていた。昭和二十六年に公営住宅法が施行されてから国、県、町村でもその対策に取組み、着々とその成果を挙げてきた。

諸富町における町営住宅は、戦後、旧東川副村千歳

表4 用途地域指定の状況

(単位:ha、%)

| 区分 | 昭46.7.6決定 | | 昭48.12.27決定 | | 昭55.11.1決定 | |
|--------|-----------|-------|-------------|--------|------------|-------|
| | 面積 | 率 | 面積 | 率 | 面積 | 率 |
| 住居地域 | 111 | 48.7 | 97 | 42.5 | 111 | 43.7 |
| 近隣商業地域 | — | — | 12 | 5.3 | 12 | 4.7 |
| 準工業地域 | 84 | 36.8 | 82 | 36.0 | 88 | 34.6 |
| 工業地域 | 33 | 14.5 | 16 | 7.0 | 22 | 8.7 |
| 工業専用地域 | — | — | 21 | 9.2 | 21 | 8.3 |
| 特別工業地区 | — | — | (23) | (10.1) | (23) | (9.1) |
| 計 | 228 | 100.0 | 228 | 100.0 | 254 | 100.0 |

資料:町企画課

(注) 特別工業地区的面積は住居地域の内数である。

表5 都市施設の計画決定の状況

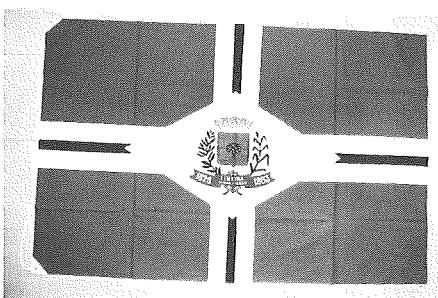
(昭和58年4月1日現在)

| 種別 | 名 称 | 計 画 決 定 | |
|------|--------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------|
| | | 内 容 | 年 月 日 |
| 幹線街路 | 3・4・201 上大津諸富線 | 起点 諸富町大字徳富字五本松七 終点 諸富町大字徳富字二本松七 延長 1,007m 幅員 16m | 昭48.2.26 (昭55.11.1) |
| | 3・5・202 諸富臨港線 | 起点 諸富町大字諸富津字二本松八 終点 諸富町大字為重字石塚分弁財天 延長 960m 幅員 12m | 昭55.11.1 |
| 下水道 | 諸富中央下水路 | 集水面積 135ha 延長 3,074m (本線2,040m) 幅員 2.6m~8.4m (支線1,034m) | 昭48.7.9 |
| | 2・2・101 西寺井児童公園 | 所在地 諸富町大字寺井津地内 面積 0.16ha | 昭48.12.27 |
| 都市公園 | ---2 中の島緑地 | 所在地 諸富町大字徳富字高津搦 その他 面積 6.50ha | 昭47.11.6 |
| | 3・3・101 諸富公園 | 所在地 諸富町大字徳富地内 面積 1.8ha | 昭55.11.1 |

資料:町建設課



姉妹都市提携調印式（東京）



リメイラ市旗

諸富町旗

昭和五十六年四月十六日
諸富町長 吉末豊助
リメイラ市長 ワルデマル・マトス・シルベイラ

四月二十一日、姉妹の縁を結んだリメ

イラ市長夫妻ら一行を迎えた諸富町は、
町を挙げての歓迎。「ボンジャ」(こんにち
わ)。「ようこそ諸富町へ」と交流を深め
た。当日、一行は八時三〇分役場到着、

大会議室において双方より挨拶があり、
諸富町の概要説明の後、町内を視察した。

視察コースは、消防署、浅川家具展示
場、諸富警察署、特別養護老人ホーム福

日本国佐賀県諸富町とブラジル連邦共和国サンパウロ州リメイラ市は、姉妹都市となることをここに宣言します。

両者は、可能な限り広い分野において交流を行い、両国を結ぶきずなを強め、全き平和と、とどまることなき進歩を維持し、もつて両国民が姉妹のごとくいつくしみ、尊敬しあうことと示すことにより、この関係を確たるものとする
ことを誓います。

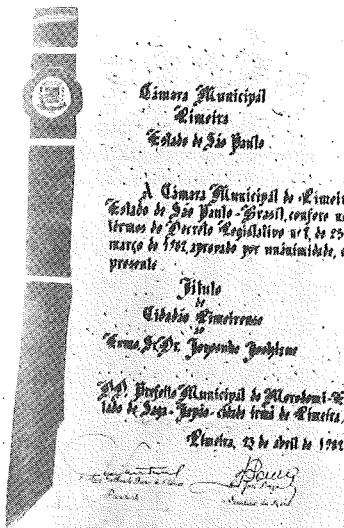
昭和五十六年四月十六日

姉妹都市共同宣言

昭和五十六年諸富町は、ブラジル国サンパウロ州リメイラ市と姉妹都市縁組をし、交流することになった。
諸富町には、昭和十八年に味の素佐賀工場（現九州工場）が設立され、同社は昭和五十年一月、リメイラ市に進出し、ますます発展の一途をたどっている。昭和五十五年五月に双方に工場を持つ「味の素株式会社」（本社・東京、当時渡辺文藏社長）が仲人役となり、リメイラ市と諸富町との姉妹都市縁組の話が持ちあがつた。その後、諸富町においても国際交流に対する検討が進められ、翌五十六年四月十六日、東京・ホテルニューオータニにおいて、リメイラ市側からワルデマル・マトス・シルベイラ市長ら二〇名、諸富町側から吉末豊助町長ら四名並びに味の素本社より数名参列し姉妹都市調印式が行われた。

(八) 姉妹都市

工事費五一〇万円で建設されたのが最初である。入居者については、町営双葉寮の老朽化により五人、筑後川改修工事移転計画により二人の計七人を特選者とし、残り三戸を公開抽選により、十人を決定した。翌年度、双葉寮跡地に千歳住宅が第一種簡易耐火平家建十戸、工事費八四七万七、〇〇〇円で建設された。その後、住宅整備計画により東寺井住宅、西寺井住宅が建設された。昭和五十年度において近代的町営住宅建設が計画され、船津地区に船津住宅が第二種鉄筋コンクリート造り五階建一棟（一六戸）、工事費七、五〇〇万円で建設された。昭和五十一年度以降第三次住宅建設五カ年計画により計画的に住宅を建設し、住宅不足の解消及び居住水準の向上と良好な居住環境の整備を図っている。



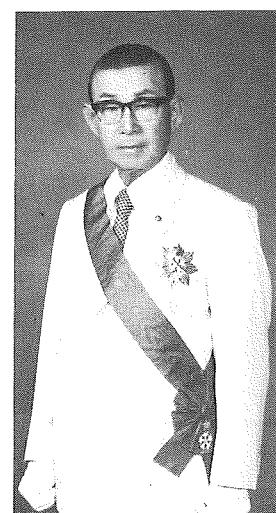
名誉市民権の称号

ブラジル国最高勲章
『グラン・クロス』勲記

歓迎風景



記念樹のユズリハ

ブラジル国最高勲章
『グラン・クロス』

翌日、リメイラ市祝賀式典にぞみ同市の議事堂において市会議員、裁判所長、警察署長外知名士多数が見守る中、両国の国歌齊唱のうちに吉末町長が式典が行われた。式典では、吉末豊助町長に対し同市より名誉市民権の称号が授与された。日本人の称号授与はリメイラ市で三人目、リメイラ市でははじめてである。

町長は、「諸富町とリメイラ市の交流を深めていく上でも大変励みになり、今後更に子々孫々まで友好、親善を続けていきたい」とお礼の言葉を述べている。

また、ブラジル国政府より、吉末豊助町長に対し同五十七年五月三十一日、東京のブラジル大使館において、日

伯両国民の親善関係を強化促進された功績が顕著であることを讃え、ブラジル国最高勲章グラン・クロスが贈呈された。また、大中島アイランドパレスにおいてお別れ夕食会が催され、ゆつくりと食事を楽しみ歓談の後、名残りを惜しみながら一行は帰国の途についた。この日の諸富町は国際親善一色に包まれた。

昭和五十七年四月二十二日、姉妹都市締結一周年記念祝賀式典が、リメイラ市で開催されることになり、同市から招待をうけた吉末町長は、深町哲郎議長、古川静男町議、野中次男農協長、平川善春消防団長、田坂守人福寿園代表らと共に参列した。サンパウロ飛行場には、日本国領事並びに佐賀県人会長外二〇有余名が出迎えた。この家の歓迎祝賀会には、リメイラ市長以下二十五名、町長以下町内有志多数が出席し、両国国歌の吹奏に始まり町長、町議会議長の歓迎の辞、知事、味の素工場長の祝辞、花束、記念品の贈呈があり、日本舞踊の披露などが盛大に催された。また、大中島アイランドパレスにおいてお別れ夕食会が催され、ゆつくりと食事を楽しみ歓談の後、名残りを惜しみながら一行は帰国の途についた。この日の諸富町は国際親善一色に包まれた。

姉妹都市としての歓迎祝賀会には、ノリ人工採苗場、南小学校、憩の家、浄水場、ハウス集団、タマネギ集団、味の素九州工場、アイランドパレスと訪問する沿道には町民がリメイラ市と、諸富町の小旗を振つて出迎えた。役場前では、友情、繁栄、おめでたの意味をもつ「ユズリハ」の木を両首長が記念植樹し、永遠の友好を誓い合つた。

された。

ブラジル国は、日本の反対側にあり、気候は日本が冬の頃はブラジルは夏の時季である。国土は日本の約二三倍の広さで人口は一億二〇〇〇万人と日本とほぼ同じで、日本人は約八〇万人が居住し、そのうち二万人余りが佐賀県人であるといわれている。広大な土地と豊富な地下資源に恵まれた国で、今後一〇〇年間掘つても掘りつくせないといわれている。鉄鉱石、マンガン、ニッケル、燃鉱石を生産し、殊に宝石は世界の九割を占めているといわれる。

ブラジル国の正式名は、ブラジル連邦共和国、行政区分は自治権を有する二二州と一連邦区及び四直轄区からなつていて、国家組織として立法（連邦会議）、行政（大統領）、司法（最高裁判所）と三権分立制で、ブラジル連邦政府の総帥が大統領である。言語は、ポルトガル語であるが移住して来た人は自國とポルトガル語を併用している。社会保障制度は、国家社会保障院と呼ばれるシステムがあり、これにはブラジル国内全法人、外国企業も加入の義務があり生活保障や年金の支給が行われている。雇用条件は、日本のような終身雇用の考えはない。従つて年功序列制度もなく実力主義の社会である。反面職場の変転が多い。所得税は源泉徴収方式である。

宗教は、憲法で信仰の自由が認められているが、九割がカトリック教徒である。日本の宗教も布教されており真宗、真言宗、天台宗、禅宗、日蓮正宗、生長の家等がブラジル人にも信仰されている。

教育制度は小・中・高・大学があり、すべて授業料は無料である。教育はきびしく優秀な人材だけが残るというエリート教育である。日本人学校は、各企業が中心となつて設立されており、日本人学校運営委員会によつて運営されている。教師は、日本政府より派遣される先生と現地採用の先生によつて日本の学習指導要領に基づいて授業が行われている。

農業の主要生産物は、コーヒー、ココア、綿、砂糖、麦、米、とうもろこし、大豆、芋、果物類で特にコーヒー、砂糖は世界最大生産輸出国である。農産物の大半は、日本人の農業者によつて生産されている。最近では、トマト、じゃがいも、茶、はつか、柿、りんご等も生産されている。

一九〇八年六月（七三年前）七八一人の日本人がコーヒー園の契約労働者として日本郵船の笠戸丸でブラジル国サンントス港に入港したが、これがブラジル国への組織的移民の始まりである。現在では、あらかじめ用意された移住地で独立した農業経営をする人が入植するようになつていて、

現在日本人は、ブラジル国の国会議員、州会議員、市会議員として、また大学教授、小・中学校教師として、さらに医学方面や司法会の判事、弁護士としてなお、実業界でも各分野にわたつて進出し、社会的にも非常な作用をうけ活躍中である。

リメイラ市は、農業を主産業とする都市。農業の中心はオレンジでサトウキビ、コーヒー等も栽培されている。サンパウロ市北方約一五〇キロメートルの内陸地にあり、総面積五八〇平方キロメートル、人口は一八万人で一万三〇〇〇人の本町の約二倍である。同市に味の素インテールアメリカ社がある。県内の市町村が外国の都市と姉妹都市になつてているのは、昭和五十四年二月、磁器の町同士の西松浦郡有田町と東ドイツマイセン市がなつたのに続いて一番目である。